

# 令和8年度（2026年度）荒尾支援学校 教員業務支援員 募集案内

## 1 募集職種

教員業務支援員（会計年度任用職員）

## 2 職務内容

学校における教員の校務遂行に係る事務作業や環境整備の補助のほか、所属長が必要と判断した業務（変更の範囲）変更なし

## 3 採用予定人数

1人

## 4 勤務条件

- (1) 職の区分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職
- (2) 任用期間：令和8年（2026年）4月13日～令和9年（2027年）3月31日  
※ ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。（更新回数は2回を上限）
- (3) 勤務地：熊本県立荒尾支援学校（小・中・高重複校舎 及び 高一般校舎）  
（変更の範囲）変更なし
- (4) 勤務日数：月20日以内、週20時間以内で学校長が定める。
- (5) 勤務時間：次の①又は②での勤務になります。
  - ① 週5日、8：30～17：00の内で4時間
  - ② 週4日、8：30～17：00の内で5時間※ 休憩を取得するか否かを含め、具体的には面談時に相談して決定します。
- (6) 休憩時間：取得する場合は12：15～13：00（45分間）  
※ 取得しない場合は昼食を食べることができません。
- (7) 休日等：土、日、祝日 及び 学校閉庁日
- (8) 休暇等：年次有給休暇 あり（6ヵ月間継続勤務した場合）  
※ その他の有給休暇（公民権行使等）、無給休暇（保育時間等） あり
- (9) 報酬等：
  - ① 報酬日額 4,841円（4時間勤務）6,052円（5時間勤務）
  - ② 通勤費用 実費相当額を支給
  - ③ 期末手当 6月期：最大1.2625月、12月期：最大1.2625月
  - ④ 勤勉手当 6月期：最大1.0625月、12月期：最大1.0625月※1 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。  
※2 報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。（条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。）  
※3 概ね期末手当及び勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額（各種手当に相当する報酬の支給額は除く。）に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。  
※4 勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。
- (10) 社会保険：社会保険の加入 無し 雇用保険の加入 無し  
地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。

(11) 公務災害等保障：労働者災害補償保険法の定めるところによる。

(12) 条件付採用

今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

(13) 地方公務員法の適用

地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ・ 服務の宣誓
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・ 信用失墜行為の禁止
- ・ 秘密を守る義務
- ・ 職務に専念する義務
- ・ 政治的行為の制限
- ・ 争議行為等の禁止
- ・ 営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等

(14) 退職に関する事項

地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例

(15) 特記事項

本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

なお、確認の結果、特定性犯罪の前科があった場合及び誓約書や履歴書等を詐称した場合は任用されない可能性があります。

※ 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙①をご参照ください。

## 5 受験資格

次のいずれかの事項に該当する者は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 6 試験の方法

求める役割や能力について、書類選考の後、個別面接による口述試験を実施します。

試験の際に、上記4（12）についての『宣誓書』、（15）についての誓約書を提出していただきます。

## 7 試験日程等

- (1) 日 時：令和8年（2026年）3月26日（木）（口述試験）
- (2) 合格発表：令和8年（2026年）3月27日（金）

## 8 応募方法

- ・ 応募者は、令和8年（2026年）3月24日（火）まで（必着）に、『履歴書』を荒尾支援学校へ持参又は郵送してください。（ハローワークを通じて申し込む場合は、『ハローワークの紹介状』を添付してください。）
- ・ 持参の場合の受付は、平日8：30～17：00までとなります。郵送の場合は、必ず特定記録郵便にしてください。
- ・ 応募者多数と判断した場合は、上記期間内でも申込みを締め切ります。

【連絡先】 〒864-0032  
熊本県荒尾市増永西長浦2299-3  
熊本県立荒尾支援学校 担当：服部  
電話 0968-62-1131